

公共工事の前払金に関する規則

(昭和44年2月25日)

(西宮市規則第56号)

沿革

昭和60年3月30日 規則74号[1]

平成元年3月31日 規則86号[2]

平成9年3月31日 規則58号[3]

平成26年2月28日 規則39号[4]

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)附則第7条第1項の規定に基づき、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定により登録を受けた保証事業会社の保証に係る地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条第1項に規定する土木建築に関する工事(以下「工事」という。)に要する経費の前払金に関して必要な事項を定める。[4]

(前払金の対象及び率等)

第2条 市長は、設計金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)が1件当たり130万円以上の工事について、当該工事の請負人に対し、請負金額(地方自治法施行規則附則第3条第1項に規定する経費に限る。以下同じ。)の4割に相当する額を超えない範囲内で前払金を支払うことができる。[1][2][3][4]

2 市長は、前項の規定により前払金を支払った工事のうち、次に掲げる要件を満たすものについては、当該工事の請負人に対し、請負金額の6割に相当する額から既に支払われた前払金の額を控除した額を超えない範囲内で前払金を追加して支払うことができる。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 出来高が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

[4]

3 契約工期が2年度以上にわたる工事における前2項の規定の適用については、これらの規定中「請負金額」とあるのは「当該年度の出来高予定額」と、前項第1号及び第2号中「工期」とあるのは「当該年度における工事実施期間」と、同号中「当該工事」と

あるのは「当該年度における工事」と、同項第3号中「出来高」とあるのは「当該年度の出来高」と読み替えるものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。[4]

- 4 前項本文の規定により読み替えて適用される第1項及び第2項の規定にかかわらず、契約を締結した年度の翌年度以後に当該年度の前払金を支払うにあつては、当該工事の出来高が前年度までの出来高予定額に達していなければならない。[4]

(前払金の追加払等)

第3条 市長は、前条の規定により前払金を支払つた後において、設計変更その他の事由により、請負金額が2割以上増減したときは、その増減後の請負金額について、既に支払つた前払金の率により計算した額と既に支払つた前払金の額との差額の範囲内で前払金を追加して支払い、又は返還させることができる。[4]

(前払金の返還)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前払金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 保証事業会社との保証契約を解除したとき。
- (2) 請負契約を解除したとき。

[4]

(補則)

第5条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。[4]

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和60年3月30日西宮市規則第74号[1])

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則(平成元年3月31日西宮市規則第86号[2])

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成9年3月31日西宮市規則第58号[3])

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

付 則(平成26年2月28日西宮市規則第39号[4])

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の公共工事の前払金に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に契約の締結を行う土木建築に関する工事に要する経費の前払金について適用する。